

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】（要望番号94）

【保護処分決定確定後の加害少年に関する情報の提供】

法務省において、「保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるような施策を実施する」とあるが、まだ不十分であると思われるので、加害者の情報はしっかりと被害者に提供してほしい。

【検討結果】

被害者等に対して、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報の適切な提供に努める。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

- (21) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施
法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【備考】

- 平成19年12月1日以降、被害者等から希望があった場合、保護処分を受けた少年についても、その処遇状況等に関する事項を通知している。少年院送致となった加害少年については、収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等を少年院の長から通知している。

参考：少年院からの通知件数

203件（平成21年）、162件（平成20年）

- 平成19年12月から、被害者等の希望に応じ、地方更生保護委員会や保護観察所において、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、下記の通知を実施している。

○ 被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について

通知事項は（1）、（2）のとおり。

（1）地方更生保護委員会が通知する事項

ア 仮退院審理の開始に関する事項

イ 仮退院審理の結果に関する事項

（2）保護観察所が通知する事項

ア 保護観察の開始に関する事項（保護観察をつかさどる保護観察所や保護観察の開始年月日及び終了予定時期など）

イ 保護観察中の処遇状況に関する事項（特別遵守事項や生活行動指針の内容、保護観察官及び保護司との接触状況、所在不明の場合にはその状況など）

ウ 保護観察の終了に関する事項（保護観察の終了年月日及びその事由など）

（参考）実施状況

- 地方更生保護委員会による仮退院審理に係る通知件数

108件（平成21年）、59件（平成20年）

- ・ 保護観察所による保護処分決定後の保護観察の処遇状況等に係る通知件数
312件（平成21年）、118件（平成20年）

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号95)

【捜査段階における犯罪被害者等の心情等の引継ぎ】

まだ依然として捜査段階での被害者の心情が矯正施設に伝わりにくい構造が残っているので改善してほしい。

〔要望の具体的内容〕

被收容者の関わった事件について、被害者側が捜査段階から家庭裁判所、刑事裁判所、少年鑑別所などすべての関わりで陳述した内容や上申書などの記録、また加害者側が複数いても、その対応をすべて少年院、刑務所にそのまま複写し送付して欲しい。

また、被害者の陳述等収集された記録、資料について更生教育に役に立てるために、送付を受けた施設は被收容者の矯正教育と更生に役立てるために、被害者の意見を分析し、被害体験を踏まえた更生教育を実施するとともに、更生教育のプログラムを作るための被害体験者も含めたプログラム研究会議を設けてほしい。

【検討結果】

被收容者の関わった事件について、被害者側が捜査段階から家庭裁判所、刑事裁判所、少年鑑別所などすべての関わりで陳述した内容や上申書などの記録、また加害者側が複数いても、その対応をすべて少年院、刑務所にそのまま複写することについては、被害者本人の要望の有無、被害者及び関係人のプライバシー及び名誉の保護に対する配慮などの種々の検討しなければならない問題点があり、被害者の供述調書を一律すべて矯正施設に送付すること困難であると考え、現状においては、被告人に再犯のおそれがある場合には、被告人の処遇上の参考意見の中に、被告人の再犯のおそれを記載するとともに、被害者の心情等を記載して矯正施設に引き継ぐ方法で対応している。

家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料については、被收容者の指導内容に応じて活用しているところであり、今後も有効活用に努めるとともに、被害者の視点を取り入れた教育については、今後も被害者等やその支援団体の方々の意見を踏まえながら内容の充実に努める。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(22) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司と協働体制の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に收容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

ア 法務省において、矯正施設に收容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者

等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。

【備考】

- ・ 執行事務規程に定められている執行指揮書の処遇上の参考事項に被害者の心情を記載し、刑事施設に引き継ぐことが可能。
- ・ 「被害者の視点を取り入れた教育」について、矯正施設においては、平成16年に、被害者支援団体の代表者や犯罪被害者に関する専門研究に携わる大学関係者などをメンバーとして「被害者の視点を取り入れた教育」研究会を開催し、同研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、犯罪被害者等やその支援団体の方々をゲストスピーカーとしてお招きし、被収容者に対し直接講話等を行っていただくなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。